

---

---

平成27年第6回大和町議会定例会会議録

---

---

平成27年12月4日（金曜日）

---

---

応招議員（17名）

1番	今野善行君	11番	平渡高志君
3番	千坂裕春君	12番	堀籠英雄君
4番	渡辺良雄君	13番	高平聡雄君
5番	松浦隆夫君	14番	馬場久雄君
6番	門間浩宇君	15番	中川久男君
7番	槻田雅之君	16番	大崎勝治君
8番	藤巻博史君	17番	堀籠日出子君
9番	松川利充君	18番	大須賀 啓君
10番	伊藤 勝君		

出席議員（17名）

1番	今野善行君	11番	平渡高志君
3番	千坂裕春君	12番	堀籠英雄君
4番	渡辺良雄君	13番	高平聡雄君
5番	松浦隆夫君	14番	馬場久雄君
6番	門間浩宇君	15番	中川久男君
7番	槻田雅之君	16番	大崎勝治君
8番	藤巻博史君	17番	堀籠日出子君
9番	松川利充君	18番	大須賀啓君
10番	伊藤勝君		

---

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町 長	浅 野 元 君	保健福祉課長	千 葉 喜 一 君
副 町 長	遠 藤 幸 則 君	産業振興課長	大 塚 弘 志 君
教 育 長	上 野 忠 弘 君	都市建設課長	佐々木 哲 郎 君
代表監査委員	渡 邊 仁 君	上下水道課長	蜂 谷 俊 一 君
総 務 課 長	後 藤 良 春 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	佐 藤 三 和 子 君
まちづくり 政 策 課 長	小 川 晃 君	教育総務課長	櫻 井 和 彦 君
財 政 課 長	高 崎 一 郎 君	生涯学習課長	村 田 良 昭 君
税 務 課 長	三 浦 伸 博 君	総 務 課 危 機 対 策 室 長	文 屋 隆 義 君
町民生活課長	長 谷 勝 君	税 務 課 徴 収 対 策 室 長	浅 野 義 則 君
子 育 て 支 援 課 長	内 海 義 春 君	産 業 振 興 課 農 林 振 興 対 策 官	熊 谷 実 君

事務局出席者

議会事務局長	浅 野 喜 高	次 長	櫻 井 修 一
議事庶務係長	野 田 美 沙 子	主 任	逢 坂 孝 徳

議事日程〔別紙〕

本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕

---

午後1時30分 開 議

議 長 (大須賀 啓君)

皆さん、こんにちは。

本会議を再開します。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

日程第1「会議録署名議員の指名」

議 長 (大須賀 啓君)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、16番大崎勝治君及び17番堀籠日出子さんを指名します。

---

日程第2「議案第63号 大和町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例」

議 長 (大須賀 啓君)

日程第2、議案第63号 大和町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第63号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第3「議案第64号 大和町障害者の日常生活及び社会生活を総合的に  
支援するための法律の施行に関する条例」

議 長 （大須賀 啓君）

日程第3、議案第64号 大和町障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する  
ための法律の施行に関する条例を議題とします。

質疑に入る前に、議案資料の訂正の申し出がありますので、説明を求めます。保健  
福祉課長千葉喜一君。

保健福祉課長 （千葉喜一君）

それでは、大変申しわけございませんが、議案書11ページをお願いいたします。

議案第64号 大和町障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律  
の施行に関する条例の第2条の条文中をお願いいたします。

2行目になります「第284条第2項及び第287条の第1項第3号の規定により」と表  
記しておりましたが、正しくは「第287条第1項第3号の規定」となりますので、  
「の」の削除についてご訂正いただきますようよろしくお願いいたします。

大変申しわけございませんでした。よろしくお願いいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。  
質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第64号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第4「議案第65号 大和町税条例等の一部を改正する条例」

議長（大須賀 啓君）

日程第4、議案第65号 大和町税条例等の一部を改正する条例を議題とします。  
本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。  
質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第65号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第5「議案第66号 大和町あんしん子育て医療費の助成に関する条例  
の一部を改正する条例」

議長（大須賀 啓君）

日程第5、議案第66号 大和町あんしん子育て医療費の助成に関する条例の一部を  
改正する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。  
質疑ありませんか。4番渡辺良雄君。

4番（渡辺良雄君）

1つだけ質問をいたします。

第3条中、用語定義ですけれども、「児童等」を「児童」に改めるということですが  
けれども、この定義については国の指導に従うものなのかどうかという点が1点と、  
それから教育関係で児童ということ、18歳までで児童ということが一致するのかがど

うか、この辺をお伺いしたいと思います。

教育関係で、18歳まで児童というふうに呼んで問題がないものかどうかですね。昔は15歳で元服ということだったんですけども、選挙権を有する18歳が児童と。何となく納得がいかないんですけども、ご説明をお願いしたいと思います。

議 長 （大須賀 啓君）

子育て支援課長内海義春君。

子育て支援課長 （内海義春君）

お答えします。

1点目の「児童」というその定義といたしますか、こちらについてはいろいろ各自治体で条例等を定めている中で「児童」と呼んでいるところもあるし、そうではなくて「少年」とかいろいろ、これは表現の仕方でございますが、大和町の場合は児童手当法に基づきまして18歳に達する日まで、3月31日までですか、年度末まで「児童」と児童手当のほうで呼んでいますので、それに倣った形で今回は「児童」ということで準じて受け取っているということで、従来の方の改正をお願いしたものでございます。

それぞれの国の法律上では、児童福祉法では18歳未満を「児童」と言ったり、労働基準法ですと15歳と、いろいろそれぞれの法律に基づいて一定しておりません。ですが、大和町の今回の条例改正については、児童手当法、こちらが18歳の年度末までを「児童」と言っていることから、それを引用させていただいて「児童」ということで条例のほうをお願いするものでございます。

もう1点でございます。学校教育法、こちらにつきましては「児童」というよりも、6年生までが「学年の児童」、そして中学3年生までを「生徒」と呼んでいるところでございます。

以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

ほかにもございませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。



「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第66号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第6「議案第67号 大和町介護保険条例の一部を改正する条例」

議長（大須賀 啓君）

日程第6、議案第67号 大和町介護保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第67号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第7「議案第68号 大和町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例」

議長（大須賀 啓君）

日程第7、議案第68号 大和町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。3番千坂裕春君。

3 番 (千坂裕春君)

先日11月27日、(仮称)南部コミュニティセンター建設の入札と開札が同時に行われましたけれども、まず疑問として、その建設に当たって土地の用途が違っていたということで変更をかけなければいけないというものの条例と私は認識するんですけども、であれば、その条例を可決した上での入札、開札かなというのが疑問点として1点。これは都市建設課長にお願いします。

それと、これはまちづくり政策課長に質問なんですけれども、本来2カ月くらい前に入札とか開札とかが実施できるはずだったのに用途外ということで、いろいろな手続をする中でおくれた部分があるかと思えますけれども、まず何で用途外だということを確認できなかったのかということと、2カ月なら2カ月おくれた分というのは建設または子育て支援課長所管の子育て関係の備品を入れたり、そういう調整をしたりするようなものにしわ寄せが行かないのかということところが心配なんですけれども、答弁をお願いします。

議長 (大須賀 啓君)

都市建設課長佐々木哲郎君。

都市建設課長 (佐々木哲郎君)

お答えいたします。

杜の丘の地区計画の変更でございますけれども、説明の中でも、おととい説明申し上げたんですけれども、用途地域の変更に係る部分に関する地区計画の変更ということで、先ほど議員さんもおっしゃられたように、南部コミュニティセンターの用地について第一種中高層住居専用地域ということで、その用途の中に今回の南部コミュニティセンターの規模がそぐわなかったということがございまして、用途地域の変更にしましては第一種住居地域という形に変更せざるを得なかったんですけれども、この第一種住居については北側の道路沿線に用途地域、第一種住居がございまして、南部コミュニティセンターの用地とあわせて第一種住居地域ということになるんですけれども、その間に2区画の一種低層専用地域があるんですけれども、これについても用途地域の連続性、都市計画を鑑みての連続性からその部分も用途地域の変更をなささいという県のご指導がございまして、変更に至ったわけなんですけれども、その部分についてやはり地区計画を変更するということで今回の地区計画の変更ということでございます。

ただ、地区計画に関しましては、南部コミュニティセンターの用地についてはもともと杜の丘、南富吉の地区計画の区域から外れてございまして、用途地域の計画決定がなされればそこにいわゆる今計画してございます南部コミュニティセンターの建設が可能ということになりましたので、11月27日に南部コミュニティセンターの入札と開札を行ったということでございまして、用途地域の変更の告示については10月26日に既に決定、告示されていますので、建設は可能という状況になったものですから、今回入札を執行したということでございます。

以上でございます。

議長 長 （大須賀 啓君）

まちづくり政策課長小川 晃君。

まちづくり政策課長 （小川 晃君）

それでは、お答えをいたします。

用途地域の変更につきましては、ただいま建設課長がお話ししましたけれども、地区から公民館併用の防災センターの建設の要望がございまして、その施設の建設のためには都市計画法の用途の変更が必要になったということでございます。事前に確認、そういった部分が十分ではなくて、その点については大変申しわけなかったと思っております。

それから、南部コミュニティセンターの中に併設いたします児童館の関係でございますが、今回の南部コミュニティセンターの工期につきましては、平成28年12月20日を工期としております。その後、引き渡しを受けまして、備品等を搬入し、平成29年4月のオープンに向けて準備を行いますけれども、児童館の担当課の子育て支援課からは3カ月程度の準備期間が必要だというお話でございましたので、12月20日完成ということで、準備期間につきましては確保できているというように考えております。

以上でございます。

議長 長 （大須賀 啓君）

千坂裕春君。

3 番 （千坂裕春君）

何か長い説明で、その中でまだ疑問が残るところで、やっぱり南部コミュニティセ

ンターを建設するに当たってその用途変更が必要になって、その用途変更が必要であった中でのこの条例の改正なんですよね。であれば、リンクしているから、この条例が可決されなければ、その建設の入札というのはいかがなものかとまだ疑問が残るところなので、再度もうちょっと素人というか初心者にわかりやすいような説明で、私の理解不足かもしれませんが、もう1回だけお願いします。

それと、まちづくり政策課長のほうなんですけれども、やはり計画を立てるのはまちづくり政策課でありますけれども、それを運用していく中での所管である課といろいろな面で最初から連携を図らないからこういう事案が出てくるんですよね。だから、南部コミュニティセンターだけに限ったことではなくて、今後いろいろな事業を起案するときにそういった手続を踏んでいかないと、今回の問題と同様な案件というものが再発する可能性があるので、この件は注意していただきたいと思います。

それと、当初より短くなっている件は、間違いなく短くなっていますから、それは所管の課長にかなり申しわけないという気持ちでまちづくり政策課長は当たっていかねばいけないうことだと思います。ということで、答弁をお願いします。

議長（大須賀 啓君）

都市建設課長佐々木哲郎君。

都市建設課長（佐々木哲郎君）

お答えいたします。

議案の説明の中で議案説明資料68号関係説明資料というものがあるんですけれども、その3ページを開いていただきたいと思います。

3ページの下段のほうに、杜の丘の団地の区域図がございます。今回条例改正の対象となる部分につきましては、赤の点線で囲まれた部分、この部分について地区計画の変更を行うということでございまして、この部分につきましては、今までは戸建て住宅地区ということで戸建ての住宅に制限したものということになっています。

南部コミュニティセンターの建設予定地については、もともとこの地区計画から除外されていた部分でございまして、ここに関しては先ほど申しましたように用途地域の変更を行った。ただし、第一種住居地域に変更するものですから、その北側の沿線の幹線道両側なんですけれども、このブロックに関しては既に第一種住居地域というものがございまして、これをいわゆる今回変更する部分が遮断する形になりますので、土地利用からすると用途地域は連続性を持たせるということになったものですか

ら、この挟まれた2ブロックですかね、この部分について用途変更を行って、今までの居住環境を損なわないということで新たに戸建て一般住宅地区という地区計画を定めたということになります。

よろしいでしょうか。（「後でゆっくり話。はい」の声あり）以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

まちづくり政策課長小川 晃君。

まちづくり政策課長 （小川 晃君）

それでは、お答えをいたします。

結果的に庁内での連絡体制が不十分ということで、大変申しわけなく思っております。今後十分注意してまいります。よろしくお願ひします。（「了解です」の声あり）

議 長 （大須賀 啓君）

ほかにございませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第68号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願ひます。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第8「議案第69号 平成27年度大和町一般会計補正予算」

議 長 （大須賀 啓君）

日程第8、議案第69号 平成27年度大和町一般会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。14番馬場久雄君。

1 4 番 (馬場久雄君)

それでは、事項別明細書の7ページになりますが、企画費の中で総合計画審議会報酬10万円、あと時間外勤務手当92万5,000円等々、補正が組まれておりますけれども、議長のほうから今回諸般の報告の中で提出されております監査の方の指摘事項のページがありました。

それで、監査委員さんのご指摘が2つほどありまして、この総合計画審議会とまち・ひと・しごと創生会議、これに対する報酬に関して、同じ日にやるので、そして同じメンバー20名でやるので、重複して出すのはいかがなものかということが1つ。それから、会長になっておられる大学教授の方の報酬が違うといいますか、少しプラスになっているという2つのことをご指摘になっているんですが、今回の補正に関してそういった監査委員さんの指摘とか、それを踏まえた上での計上なのかどうかお伺いをいたします。

それから、2つ目なんですが、これは環境衛生費の項目があるのでちょっと関連で質問させてもらいたいんですが、12ページの衛生費の関係ですけれども、環境衛生で大和町環境基本条例とかそういうものを組まれておるわけなんですが、非常にこのごろ町場の中での犬のふんの始末に関して苦情が多いんです。今回12月の回覧板を見ますと、狂犬病の注射をして犬の登録がどのくらいあるかということを確認、または腕章のもので非常に把握、そういった努力は認められるんですけれども、犬のふんを結構歩いている見かけるものですし、苦情が多いんであろうと思います。どれだけそういった苦情があってどういった対策をしているか、その辺をお伺いします。

それと、説明をちょっと加えてほしいんですが、福祉課の障害者福祉費の中で10ページになりますけれども、負担金、補助及び交付金なんですが、自発的活動支援の事業費で6万円、補助金なんですけれども、これの自立支援を推進するための団体にとりうふうなことでしたが、どういった内容でどういった団体、活動内容もちょっと加えていただければと思います。

以上、3点です。

議長 (大須賀 啓君)

まちづくり政策課長小川 晃君。

まちづくり政策課長 (小川 晃君)

それでは、お答えをいたします。

2款1項6目の企画費の報酬10万円の補正の関係でございます。これにつきましては総合計画審議会の委員の報酬でございまして、当初委員20名、3回の会議の開催を予定しておりましたが、4回開催するということになりまして、1回分の開催に当たります報酬につきまして補正をお願いしたものでございます。

監査委員さんからご指摘をいただいた件とはまたこれは別という形での補正をお願いするものでございます。

以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

町民生活課長長谷 勝君。

町民生活課長 （長谷 勝君）

4款1項3目の環境衛生費でございますが、この中の犬の苦情の処理関係ということでございます。犬のふんの苦情ということなんですが、具体的なその件数についてはちょっとまとめたものがないので、多いと苦情が大変このごろ多くなっているという状況でございます。

具体的にはその対策というのは、今看板の設置なりなんなりということで、看板を設置しまして、飼い主に対しての啓発ということ。それから、回覧板とかなんとかをつくりまして、できるだけマナーを守って犬を飼ってくださいますということをPRしてございます。

以上になります。

議 長 （大須賀 啓君）

保健福祉課長千葉喜一君。

保健福祉課長 （千葉喜一君）

それでは、自発的活動支援事業の内容についてご説明をさせていただきます。

補助対象事業と考えておりますのは、障害者やその家族、地域住民等が自発的に行う行動といたしまして、障害者やその家族が互いの悩みを共有することや情報交換のできる交流活動を支援するということがピアサポート事業であったり、障害者等を含めた地域における災害対策活動を支援する災害対策の活動の事業内容であったり、あ

とは障害者が地域の中で孤立することがないようにそういった見守り活動の事業を対象と考えております。

それと、障害者が仲間と話し合いながら、地域の皆様と活動できるような社会活動の支援であったり、あとは障害者等に対するボランティアの要請や活動を支援するためのボランティア活動等の事業の内容と考えておりますので、よろしくご理解をお願いしたいと思います。以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

馬場久雄君。

1 4 番 （馬場久雄君）

企画費のことなんですが、総合計画審議会が4回ということなんですが、実際今度やるもので多分終わりということの補正だと思えます。ただ、一応そういった審議会が間もなく終わろうとしているんですけども、今後こういった審議会とかをやる上で、こういったメンバーで組んだ場合の監査委員さんの指摘をどういうふうにとめますか。

今回これで終わるからいいというものではないんです。国から一応いろいろな財が出ているということもあるでしょうけれども、確かに宮城大学の教授の方を招聘して会長になっていただいているということで、これはこれで特別職の報酬の規定が決まっていますから、ただ、これを見ますと、まち・ひと・しごとのほうで会長さんが1万円、普通の一般の委員さんが3,000円。総合計画審議会だと、一般の方が5,900円、招聘された方は6,100円。やはりご指摘どおり大分違うんだろと思ってます。規定によりますと、招聘された大学教授とかは1万円以内とかというふうに規定はされていますけれども、今後はこういった同一日に同じメンバーでということが出てくるかもしれませんけれども、そういったことは企画というか、課長のほうでは考えていないですか。

指摘されたのが、検査が9月ということで今回、これは8月20日の開催の状況を今報告しているんですけども、やっぱり一般的に同じ会議で同じメンバーでということになると、ちょっと指摘のとおり何か考える余地があってもいいのかなというふうに感じるものですから、もう1回ちょっとそれについてご答弁をお願いしたいと思います。

それから、ふんのあれなんですが、結構やっぱり町場の場合、もろにそういうふう



につじ、つじに置いてあると、やっぱり苦情が結構多いんですよ。それで、マナーの啓蒙はもちろいしいんですけども、やはり皆さんは独自で看板といいますか、プラカードみたいなものをつくったりなんだりしていますけれども、そうすると、そういうものを下さいと言えば普通の住民の方でもいただけるようなシステムになっているんですか。皆さんは勝手にここにふんをするとか、何々するとかというふうにしているものなのか。よく見かけるのは、公園とか公共の場では看板は見えますけれども、そういったものの対策といいますか、やっぱりそういうふうなPRをしないと、ただマナーが悪いんだねというだけではなかなか苦情が多分絶えないと思うんですね。その辺に対しての対策をもう少し考えられないものかなというふうに思います。

あと、福祉課長のほうのあれなんですけれども、これは今その団体にやるというふうなご説明だと思うので、特定してもう決まっているのかなと思ったんですけども、この6万円全額が1団体に行くのではなくて、数が結構、今から想定されるものを含めて多くあるであろうということでの取り組み方なのかどうか、その辺、もう1回ちょっとお願いします。

議 長 （大須賀 啓君）

まちづくり政策課長小川 晃君。

まちづくり政策課長 （小川 晃君）

それでは、お答えをいたします。

総合計画審議会とまち・ひと・しごと創生会議の関係でございます。それで、総合計画審議会につきましては、条例で額が決定しているところでございます。それで、まち・ひと・しごと創生会議の関係でございますが、この会議につきましては国のほうから構成メンバーとして地元の産業界企業の方、金融関係、地元の方々、そして大学の方という、こういった幅広く参加を募って、そして広く意見を求めて総合戦略を策定するよという通知が参っております。それで、大学関係につきましては、地元宮城大学の教授の方に委員長の就任をお願いしたところでございます。

それで、内容的に総合計画審議会とまち・ひと・しごと創生会議、内容的に違うものですから、報酬につきましてはそれぞれ別々にお支払いをしたところでございます。それで、金額的なことにつきましては、過去に大学の先生に各種検討委員会の報酬を支払った事例等から、会議が1時間半から2時間、あるいは2時間を超えるという時間もございましたので、今までの支払った事例に倣ってその1万円の報酬という形で

お支払いをしたところでございます。

それで、監査委員さんのほうからは同一日に開催して不適切ではないかというご指摘を頂戴したところでございますので、全庁的な中での考え方について検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

町民生活課長長谷 勝君。

町民生活課長 （長谷 勝君）

犬のふん対策のその看板につきましては、町の看板がございまして、その看板を設置する際には行政区の区長さんと協議してございます。まず区長さんから上がってくるケースもありますし、個人から欲しいというものも来ます。そのときには行政区長さんのほうに相談申し上げて、こういう苦情があったので看板はどうでしょうかということで、つける場合には地区の区長さんと協議し、設置しているということでございます。

さらには、そのときにその地区だけにチラシ、こういうものをマナーを守ってやりましょうみたいなものを単発で入れるというふうなこともあわせて今実施している状況にあります。

以上になります。

議 長 （大須賀 啓君）

保健福祉課長千葉喜一君。

保健福祉課長 （千葉喜一君）

補助事業者につきましては、町内に住所を有し、かつ居住するおおむね5名以上の団体と考えておまして、今現在2団体とご相談をさせていただいている状況でございます。

補助額につきましては、1団体につき交付の上限を3万円ということで考えて、今2団体と協議をさせていただいているところでございますので、よろしく願いいたします。

議長（大須賀 啓君）

馬場久雄君。

1 4 番（馬場久雄君）

報酬の件に関してはいろいろ庁内でもまた検討するということですので、了解しました。監査委員さんからの指摘ということもありますので、そうしたものをやはり真摯に検討していただきたいなというふうに思います。

あと、今の補助の件、2団体に決まっているということで3万掛ける2で6万円ということですので。今後またそういった形でバックアップといたしますか、支援をするという団体にはまたそういった形で継続的に出していこうということのようですので、了解をいたしました。

また、ふんに関してはそういった形で、非常にやはり住民の方々、住まわれている方々も住みよいまちといたしますか、お互いにいい環境づくりをしましょうと銘打っているわけですから、ぜひ住民のほうからそういった看板とかそういった依頼があった場合には区長さんにも連絡して、できるだけマナー向上させるということは大事なんですが、それだけではなかなかおさまらないので、物によって少しPRするということが必要なんじゃないかなと考えましたので、質問させていただきました。

以上で終わります。

議長（大須賀 啓君）

ほかにございませんか。8番藤巻博史君。

8 番（藤巻博史君）

震災関係のことでちょっとお尋ねしたいんですけれども、なかなか免除制度というのはいろいろなところに係っているんで、全部一遍に聞くとかというのはちょっとあれなんですけれども、ちょっと今回はこの予算ではないんですけれども、要するに例えば上下水道というと減免の場合に対象となる方に申込書を郵送して、それでそういうようなことでそういう手続的なことをやられたようなんですけれども、要するに例えば上下水道でそういうものの締め切りは11月20日で、あとほかのものはほとんど3月31日とかということということで、もう上下水道については終わっているということとこれについても後でお聞きしたいんですが、お聞きしたいのは、罹災証明というのはどのぐらい出ているか、数字で出せるのでしたらばお願いしたいと思います。

議 長 （大須賀 啓君）

藤巻さん、これは議案外ですので。

ほかにございませんか。13番高平聡雄君。

1 3 番 （高平聡雄君）

では、つなぎます。

15ページの観光費、消耗品と業務委託で来年の春の映画に向けての町としての準備だというお話だったんですが、その上映に向けて大和町としてここに掲げてあるもの以外にどういうことを考えているのか、いないのか、お聞かせをいただきたいというふうに思います。

議 長 （大須賀 啓君）

産業振興課長大塚弘志君。

産業振興課長 （大塚弘志君）

ご質問でございますけれども、いわゆる消耗品と、それから業務委託のほうでPR、パンフなんかをつくる計画でおりますというふうなご説明を申し上げたんですが、それ以外にというようなことでござい……（「はい」の声あり）そうしますと、これからの具体の進み方につきましては、第1回目に年内を目途に関係機関、商工会を含めてですけれども、年内に第1回目の調整会議をさせていただきたいなというふうに考えております。年が明けましたらば、順次その実施に向けた会議を開いて詰めていきたいというふうな考えでおります。

以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

高平聡雄君。

1 3 番 （高平聡雄君）

さまざまなことが想定されると思うんですが、特にそういう全国規模での紹介ということになって、来町者あるいは問い合わせ、そういったことが当然起きるんだろうと想像しますし、そういうことも想定されているんだろうというふうに思いますが、

例えば外から来られる方への対応とあわせて、町にお住まいの方々に対してそのムードを盛り上げるだとかそういったことについて、より具体的な綿密な計画とあわせて、どうしてもピークを過ぎてわっとブームとして盛り上がり下がってというようなことが当然起こり得ると思うんですけれども、これを今後の観光、まちづくりに生かしていくための戦略として、必ずしもそこに集中してさまざまな満足されるような準備というような考え方でなしに、2度目、3度目の来町、あるいはそういった興味のある方からの問いかけに順次答えていけるというような中長期的なまちづくりに対する考え方なんかもあわせて持っていただきたいなというふうに考えます。

ですので、その場しのぎというようなことにならないようにぜひ注意をしていただければなというふうに申し上げておきます。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）

産業振興課長大塚弘志君。

産業振興課長 （大塚弘志君）

外からおいでになる方に対してもっとというふうなことでございますし、一辺倒のブームで終わらないようにというふうなご指摘だと思うんですけれども、そのようには内部で詳細に定まっているわけではございませんけれども、そういった考えはもちろんあってのことでございまして、おいでになった方ができれば商店に寄って、まんじゅうでも買っていただくかというふうな経済効果のほうにまで発展すればいいなというふうな思いもございますし、もう1回来てみようかというふうな感じになってもらえるような何か方策はないのかなということに関係者とちょっと詰めていきたいなというふうに考えております。以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

ほかにございませんか。ないですか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第69号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第9「議案第70号 平成27年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算」

議長（大須賀 啓君）

日程第9、議案第70号 平成27年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第70号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第10「議案第71号 平成27年度大和町介護保険事業勘定特別会計補正予算」

議長（大須賀 啓君）

日程第10、議案第71号 平成27年度大和町介護保険事業勘定特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第71号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第11「議案第72号 平成27年度大和町宮床財産区特別会計補正予算」

議長（大須賀 啓君）

日程第11、議案第72号 平成27年度大和町宮床財産区特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第72号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第12「議案第73号 平成27年度大和町落合財産区特別会計補正予算」

議長（大須賀 啓君）

日程第12、議案第73号 平成27年度大和町落合財産区特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。  
質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第73号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第13「議案第74号 平成27年度大和町後期高齢者医療特別会計補  
正予算」

議 長 （大須賀 啓君）

日程第13、議案第74号 平成27年度大和町後期高齢者医療特別会計補正予算を議題  
とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。  
質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第74号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第14「議案第75号 平成27年度大和町下水道事業特別会計補正予  
算」



議 長 （大須賀 啓君）

日程第14、議案第75号 平成27年度大和町下水道事業特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。  
質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第75号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

---

日程第15「議案第76号 平成27年度大和町農業集落排水事業特別会計補正予算」

議 長 （大須賀 啓君）

日程第15、議案第76号 平成27年度大和町農業集落排水事業特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。  
質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第76号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第16「議案第77号 平成27年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算」

議長（大須賀 啓君）

日程第16、議案第77号 平成27年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第77号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第17「議案第78号 平成27年度大和町水道事業会計補正予算」

議長（大須賀 啓君）

日程第17、議案第78号 平成27年度大和町水道事業会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第78号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第18「議案第79号 指定管理者の指定について（大和町テレビ放送  
共同受信施設の設置及び管理に関する条例に基づく施設）」

議長（大須賀 啓君）

日程第18、議案第79号 指定管理者の指定について（大和町テレビ放送共同受信施設の設置及び管理に関する条例に基づく施設）を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。  
質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第79号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第19「議案第80号 指定管理者の指定について（大和町生活改善施設の設置及び管理に関する条例に基づく施設）」

議長（大須賀 啓君）

日程第19、議案第80号 指定管理者の指定について（大和町生活改善施設の設置及び管理に関する条例に基づく施設）を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。  
質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第80号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第20「議案第81号 指定管理者の指定について（大和町農林漁業施設の設置及び管理に関する条例に基づく施設）」

議長（大須賀 啓君）

日程第20、議案第81号 指定管理者の指定について（大和町農林漁業施設の設置及び管理に関する条例に基づく施設）を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第81号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第21「議案第82号 平成27年度大和町防災行政無線施設整備工事請負契約の変更について」

議長（大須賀 啓君）

日程第21、議案第82号 平成27年度大和町防災行政無線施設整備工事請負契約の変更についてを議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。総務課長後藤良春君。

総務課長 （後藤良春君）

それでは、議案書の82号のほうからお開き願いたいと思います。1ページでございます。

議案第82号 平成27年度大和町防災行政無線施設整備工事請負契約の変更についてでございます。

平成27年8月7日議案第49号をもって議決された平成27年度大和町防災行政無線施設整備工事の請負について変更契約を締結するため、議会の議決を求めるものでございます。

内容としまして、記としまして、請負金額2億88万円を2億1,956万4,000円に変更するものでございます。詳細については、文屋危機対策室長より申し上げます。

議長 （大須賀 啓君）

文屋室長。

総務課危機対策室長 （文屋隆義君）

それでは、私から議案第82号 平成27年度大和町防災行政無線施設整備工事請負契約の変更についてのご説明を申し上げます。

別冊の議案説明書、議案第82号関係資料の1ページをお開き願います。

初めに、原契約の内容についてであります。①の工事名は平成27年度大和町防災行政無線施設整備工事、②の施工場所は大和町地内です。③の請負代金額が1億2,880万円、消費税を除いた金額が1億8,600万円です。④の契約相手方は、仙台市青葉区中央4丁目6番1号、株式会社日立国際電気東北支社です。⑤の契約締結年月日は平成27年8月7日、第3回大和町議会臨時会で議決をいただいた日です。⑥の完成期日は、平成28年3月25日現在施工しております。⑦の工事概要につきましては、記載のとおりでございますので省略させていただきます。

続きまして、2の変更の理由であります。再送信子局設備のうち、吉田地内の長者館山再送信局の施工に先立ちまして地質調査を行った結果、基礎を支持する地盤が軟弱地盤であることが確認されたため、基礎の形式を直接基礎から杭基礎（鋼管杭）に変更するものであります。

3の変更の内容であります。長者館山再送信局の杭基礎としまして、①の鉄塔基礎部分に口径が26.7センチ、肉厚が8ミリ、長さ11.1メートルの鋼管製の杭を8本打ち込み、基礎コンクリートの幅を5.7メートル掛ける5.7メートルから、7メートル掛ける7メートルに変更するものであります。②の局舎と③の発電機につきましては、基礎部分に口径が約14センチ、肉厚が6.6ミリ、長さ12.5メートルの鋼管製のくいをそれぞれ4本ずつ打ち込むものであります。

なお、鉄塔の杭の長さが局舎及び発電機の杭の長さより1メートル40センチほど短いのは、鉄塔基礎の底盤が局舎及び発電機の基礎の底盤より1メートル40センチ低いために短くなっているものでございます。

続きまして、2ページ目をお開き願います。

4の変更契約の内容であります。杭基礎に変更することにより、①の変更請負代金額が一金2億1,956万4,000円で、消費税を除いた金額が2億330万円になるもので、②の当初請負代金額に対する比較は1,868万4,000円増額となり、消費税を除いた金額は1,730万円の増額となるものであります。③の変更仮契約につきましては、平成27年11月25日に締結したものであります。④の完成期日は当初と同じく平成28年3月25日で施工をお願いするものであります。

3ページの図面は、長者館山再送信局の敷地配置図であります。黄色で着色した線は当初設計の鉄塔の基礎部分をあらわし、赤色で着色した箇所は今回変更する杭基礎の鋼管杭を打ち込む箇所を表示しております。

4ページの図面をお開き願います。

長者館山再送信局の立面図であります。黄色で着色した線は当初設計の鉄塔基礎部分をあらわし、赤色で着色した箇所は杭基礎の鋼管杭をあらわしたものであります。杭の中間部分を省略した表示となっております。

また、図面の右側にありますのは、地質調査のボーリングデータをあらわした図であり、支持地盤が設計高から12.5メートル地下に確認されたもので、杭はこの支持地盤まで打ち込みます。

なお、地表から支持地盤までの土質は、火山灰質の粘性土と風化した火山れき凝灰岩となっております。

5ページの図面は、鉄塔の基礎の詳細図であります。黄色で着色した線は当初設計の鉄塔基礎部分をあらわし、赤色で着色した箇所は鋼管杭をあらわしたのですが、杭の中間部分以降を省略した表示となっております。

6ページの図面をお開き願います。

こちらは局舎の基礎の詳細図ではありますが、赤色で着色した箇所は鋼管杭をあらわしたのですが、杭の中間部分以降を省略した表示となっております。

7ページの図面は、発電機の基礎の詳細図であります。赤色で着色した箇所は鋼管杭をあらわしたのですが、6ページの図面同様に、杭の中間部分以降を省略した表示となっております。

以上で、平成27年度大和町防災行政無線施設整備工事請負契約の変更についての説明を終わります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長 (大須賀 啓君)

これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。ございませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第82号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休憩時間は10分間とします。

午後2時30分 休 憩

午後2時41分 再 開

議 長 (大須賀 啓君)

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（大須賀 啓君）

日程第22、議案第83号 平成27年度（仮称）大和町南部コミュニティセンター新築工事請負契約についてを議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。都市建設課長佐々木哲郎君。

都市建設課長（佐々木哲郎君）

それでは、議案書の2ページをお願いいたしたいと思います。

議案第83号 平成27年度（仮称）大和町南部コミュニティセンター新築工事請負契約についてでございます。

上記工事について、次のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

1、契約の目的。平成27年度（仮称）大和町南部コミュニティセンター新築工事。

2としまして、契約の方法。一般競争入札による請負契約。

3としまして、契約の金額。金7億6,248万円。うち消費税にかかる部分が5,648万円でございます。

4といたしまして、契約の相手方。仙台市青葉区一番町4丁目7番17号、日本建設株式会社仙台支店でございます。

内容につきましては、議案説明資料、議案第83号関係をお開き願いたいと思います。初めに、入札の状況でございます。

入札参加条件（1）としまして、地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項の各号の規定に該当しないこと。

（2）平成27・28年度大和町建設工事入札参加資格の承認された者で、下記の事項全てに該当する者であること。

①宮城県内に本社、支店または営業所等を有すること。営業所等の場合は、本社から委任を受け、大和町入札参加資格者として登録してあること。

②としまして、大和町の入札参加の承認時点における「建築一式工事」の格付が特級（1,250点）以上であること。

③建設業法に規定する特定建設業の許可を受けていること。

④この業種に対応する監理技術者または主任技術者を専任で工事現場に配置できること。

⑤宮城県及び宮城県内の地方自治体から指名停止処分を受け、入札公告期間中に指



名停止処分を受けていないこと。

続きまして、入札の方法でございます。

(1) 入札書は、本人または代理人の持参とする。代理人の場合は、必ず委任状を持参すること。

(2) 入札執行回数は、3回を限度とする。

(3) 第1回目から第3回目の入札書には、必ず記名押印すること。

続きまして、入札参加者でございます。

(1) 日本建設株式会社仙台支店。

(2) 松井建設株式会社東北支店。

続きまして、入札の結果でございます。

(1) 平成27年度(仮称)大和町南部コミュニティセンター新築工事入札調書でございます。

入札順位でございますけれども、日本建設株式会社仙台支店、応札額が7億600万円ちょうどでございます。税抜き価格でございます。順位2としまして、松井建設株式会社東北支店、応札額が7億1,500万円でございます。

予定価格につきましては、7億1,640万円でございます。この金額につきましても、税抜き金額でございます。

低入札調査基準価格につきましては、6億3,761万9,000円でございます。

この結果を受けまして、平成27年12月1日に日本建設株式会社仙台支店と仮契約を締結しております。

2ページをお開きください。

契約の内容でございます。

請負代金額7億6,248万円でございます。消費税を除いた金額につきましては、7億600万円でございます。

契約相手方、仙台市青葉区一番町4丁目7番17号、日本建設株式会社仙台支店でございます。

事業の概要でございます。

施工場所につきましては、大和町杜の丘1丁目13番地内でございます。

完成工期につきましては、平成28年12月20日でございます。

工事の概要としましては、鉄筋コンクリートづくりの平屋建て、一部鉄骨づくりでございます。総床面積が2,065.42平方メートルでございます。屋根につきましては、カラーガリバリウム鋼板でございます。基礎形態につきましては、直接基礎でござい

ます。設備につきましては、電気、給排水、空調、自家発電、自動火災報知ほかでございます。外溝につきましては、外溝工事一式ということでございます。

それから、3ページにつきましては、南部コミュニティセンターの計画平面図でございます。

4ページにつきましては、各南・東面の立面図でございます。

5ページにつきましては、北面の立面図、それから西面の立面図となっております。

以上、平成27年度（仮称）大和町南部コミュニティセンター新築工事の概要について説明をいたしました。よろしくお願いたします。以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。3番千坂裕春君。

3 番 （千坂裕春君）

まずもって、昨今、杭の打ち方等で社会的な問題になっている中、この契約条項に子に渡すとか孫に渡してはいけないというような禁止条例を設けているか。多くはそういう下請に出したところで問題が起きている中、この事業契約の中にはそういった条項を設けているのかどうか、それを認めているのかどうかということをお聞かせいただきたい。

それと、私が何回か開札している中で見た中では、財政課に入札箱を置いて、入札をして、そして決められた開札のときにあけるんですけれども、今回の入札というのは、その入札予定者が参加して、入れて、すぐあけたんですけれども、そういった形式をとったのはなぜか。この問題とちょっと違うんですけれども、不思議に思ったので、もし可能であればお答えいただきたいのと、国の補助事業で4割補助事業だったと思いますけれども、その補助関係の進捗はどうなっているのかお聞かせください。

議 長 （大須賀 啓君）

都市建設課長佐々木哲郎君。

都市建設課長 （佐々木哲郎君）

お答えいたします。

工事の下請関係というお話なんですけれども、本体工事に関しては当然元請が施工するということになっていますけれども、本体以外に関しては、設備とかそういったところについては下請が可能な状況でございます。

基礎形態につきましては直接基礎ということで、杭基礎ではないものですから、これはそういった昨今言われているような問題の生じる案件ではなかろうかなというふうに感じております。

入札につきましては、通常ダイレクト入札ということで1回ということで行っているわけなんですけれども、今回の指名委員会において3回という方針が出されておりますので、そのように執行いたしました。

以上でございます。

議 長 (大須賀 啓君)

財政課長高崎一郎君。

財政課長 (高崎一郎君)

ただいまの入札の件につきまして、担当課より補足説明をさせていただきます。

まず初めに、平成27年11月4日に入札参加条件の設定委員会を開催して、入札参加条件を決定したところでございます。その際に、今回の工事は平成29年4月オープンであるがために、出張所機能の移転、児童館等の準備作業に約3カ月を要すると。そのために工期内完成が必須となることから、担当課のほうからは工期は約1年間必要であるという報告も得ておりましたので、来年内12月までに工期内の完成が必須であることから、入札方式を検討する必要が生じたわけでございます。

議員がおっしゃられております通常のダイレクト型の一般競争入札の場合、入札価格が予定価格を上回った場合は入札不調となりまして、この場合2度目の入札はなくなります。改めて再度の入札から仮契約、そして議会の議決を頂戴することとなりますので、約1カ月半の時間を要するということになりましたので、本件の入札につきましては通常の以前やっていたスタイルの一般競争入札で札を3度まで入れていただいて、短期間で落札者を決定したいという形であのような入札をとらせていただいたわけであります。

以上であります。

議 長 (大須賀 啓君)

まちづくり政策課長小川 晃君。

まちづくり政策課長 (小川 晃君)

それでは、お答えをいたします。

都市再生整備計画事業によります補助金でございますが、当初平成27年度においては、杜の丘の1号公園の工事、2号・3号公園の調査設計、4号公園の工事、そして耐震性の貯水槽の設計、南部コミュニティセンターの工事、これらを予定しておりましたが、内示額が要望額よりも下回ったために、杜の丘の公園関係の事業につきましては今年度実施を見送りまして、南部コミュニティセンターのほうに重点的に国費を投入するという事で計画を変更してございます。

南部コミュニティセンターの建設工事、それから工事管理、そして耐震貯水槽の調査設計、これらに今年度国費を充てることとしております。

以上でございます。

議 長 (大須賀 啓君)

千坂裕春君。

3 番 (千坂裕春君)

都市建設課の下請の関係は理解させていただきました。

財政課関係の入札の方法なんですけれども、以前はそういった方法をしていただけたけれども、私が議員になってからは窓口に置いた中でということですね。理由としては、やはり先ほど言った問題かどうかわからないけれども、ちょっとおくれが生じたために短期間でやらなければいけないということで従前に戻したということで、やはりこのおくれでしわ寄せが起きた状態になっているので、やはりまちづくり政策課は真摯に考えてください。

それと、私が以前から言っている補助金がつかなかった場合はどうするのというのは、既に顕在化しているという案件と捉えていますけれども、その辺はどう考えていますか。

議 長 (大須賀 啓君)

まちづくり政策課長小川 晃君。

まちづくり政策課長（小川 晃君）

平成28年度に向けましては、今年度計画をして実施できなかった杜の丘の公園の工事、設計関係、それも含めて概算要望を行いまして、結果的にまた要望額を下回った場合には、南部コミュニティセンターに重点的に国費を投入したいというふうに考えております。以上でございます。

議 長（大須賀 啓君）

千坂裕春君。

3 番（千坂裕春君）

その公園整備を含めて考えたものを、それを削ってやるという考えは理解しましたがけれども、全体の計画からは変わるということは変わっているんですからね。それは真摯に捉えていただかないとだめではないですか。

議 長（大須賀 啓君）

まちづくり政策課長小川 晃君。

まちづくり政策課長（小川 晃君）

都市再生整備計画の全体の事業計画が、平成26年度から平成30年度までの5カ年間の事業計画になってございます。それで、この中で要望額に補助金が満たなかった場合、そういった場合が出てきた場合にはその計画の変更、そういったものも行わざるを得ない状況になるかと思えます。以上でございます。

議 長（大須賀 啓君）

ほかにございませんか。16番大崎勝治君。

1 6 番（大崎勝治君）

ただいまの入札の件でございますけれども、私は入札どうのこうのというわけではございませんが、何か日本建設が多いような感じがすると。しかも、我が庁舎をやっていたわけですから。災害の関係で傷んだと言えればそれまででございますけれども、いまだに正面玄関のほうの犬走りも直っていないと、そういう状況の中で何かこの会社からお話がないものか、親切さがないのではないかとこんなふうにも思っているん

ですが、町としてどういう考えでこの業者を選んでいるのか。一般競争ですから、安ければ安い方ということにはなりますけれども、何となく私も犬走りの状況を見ますと、災害で助けられたというような感じではないかと思うの、業者もね。あの地震であんなに下がって、そして町としてもそれを直そうともしないでいるんですけれども、その辺の考えがどうなのか、ちょっとお尋ねをしたいと思います。

議長（大須賀 啓君）

財政課長高崎一郎君。

財政課長（高崎一郎君）

議員がお尋ねの件であります。本件の入札は一般競争入札でありますので、まず手を挙げていただいてこの入札に参加をしたいということで表明された時点での競争の原理が1度働いておるかと思存します。その後2社での入札でございますので、そこで第2段階の競争の原理が働いておると存じます。

なお、犬走りの前の件の修理の件につきましては、詳細を私も存じておりませんが、現状から推測するに、土羽を踏むときに下がる量が大きかったために、基礎を打っている本体のほうの結果的に高くなってしまっていて周りが下がった状況ではないかということで、非常に大がかりな修繕になるために現在に至っているものと私は判断しているところでございます。

以上であります。

議長（大須賀 啓君）

大崎勝治君。

16番（大崎勝治君）

いや、その理由は重々わかっているんですが、町長にお尋ねしますが、震災になってから4年にもなっているわけですが、いまだにこの復旧をやらないということはどういうことなのか、その辺も聞いておきたいと思存します。

議長（大須賀 啓君）

大崎さん、これは議案外ですから。

ほかにございませんか。大崎勝治さん。

1 6 番 (大崎勝治君)

最初言ったわけですが、そういう形で業者の選定もどうなのかなという考えのもとに私はご意見を申し上げているわけですが、だからそういう管理して業者から何か町にお話がないものか、これだけ傷んだものを見ながらね。そういうことを私は聞きたくてご意見を申し上げたわけです。以上です。

議 長 (大須賀 啓君)

財政課長高崎一郎君。

財政課長 (高崎一郎君)

再度ご答弁申し上げますが、入札の際に業者は選定いたしておりません。一般競争入札の公告をいたしまして業者を募集した際に、申し出があったものに関しましてあらかじめ決めております基準に合致するかどうか、その選考は行っております。合致するものについては、公平性を期するために全て了承を出す以外、回答の方法はございません。

改めて、今件落札業者について不適があったと判断すべき事項はなかったものと判断しております。以上であります。

議 長 (大須賀 啓君)

5 番松浦隆夫君。

5 番 (松浦隆夫君)

この建設に当たっては日本建設仙台支店が請け負うんですが、設計と建設とあとは管理ですね、これを含めたところの総合計画のこの金額だと思うんですが、今問題になるのは建設と管理、これを同一会社でやるというふうに見ているんですが、それでいいのかどうか、管理上問題がないのか、お願いいたします。

議 長 (大須賀 啓君)

都市建設課長佐々木哲郎君。

都市建設課長 (佐々木哲郎君)

お答えいたします。

本案件は工事のみの施工ということで、施工管理につきましては後日、きょうの議会の議決をいただいた後に施工管理業務を新たに発注する予定としております。以上でございます。

ですから、工事と管理は別の会社という形になります。よろしく申し上げます。

議 長 （大須賀 啓君）

松浦隆夫君。

5 番 （松浦隆夫君）

工事と管理の件はわかりました。

あと、設計のほうはこれに入っているんですか。別ですか。設計費用。お願いします。

議 長 （大須賀 啓君）

都市建設課長佐々木哲郎君。

都市建設課長 （佐々木哲郎君）

お答えいたします。

おとといの議案の説明の中でも、平成26年度に実設計が既に終わっているということで、その実設計を受けて今回発注したという形になります。ですから、設計と工事と管理は、一応とりあえず別々の契約という形になります。以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

11番平渡高志君。

1 1 番 （平渡高志君）

今、大崎議員は、この会社にこの本庁舎をつくっていただいたその流れをずっと見ているんですね。財政課長が言っていることは、自分はそのときの担当ではないかもしれないけれども、やはり答え方、答弁の、そんなに威張って、私たちはやっぱり責任を持ってこういう会社で大丈夫ですかというようなものであって、ただ規定に達しているからそれでいいんだと、そういう言葉はないだろうと。答弁にもっと気をつ



けて言うような……、ではないですか。我々はそういう責任を持ってこれを議決してなければならぬんだからね。それだけの責任を持って話しているんだよ。そんな答弁はないんじゃないんですか。

議 長 （大須賀 啓君）

財政課長高崎一郎君。

財政課長 （高崎一郎君）

大変申しわけございませんでした。適切な答弁ではなかったことをおわび申し上げます。大変申しわけございませんでした。

議 長 （大須賀 啓君）

11番平渡高志君。

1 1 番 （平渡高志君）

ですから、これは今、大崎議員が言ったとおり、我々は本当にこの議決をするに当たって、やはりこの会社でいいのかということ、ただ2社しかいないと。前の工事の経歴、実績とかもやっぱり加味しなければ、工期がないからとか何でもまた同じ轍を踏んだらどうするんですかと。そういう前にやったときは、おたくはこういう感じでいまだにこういうふうになっているんだと。ただそれは災害だけで済むのかというそれは業者にある程度しなければ、やった、はい、それ、それで終わり、また次。そういう工事をしてもらったら、私たちもやっぱり納得しないところがあるわけですよ。

ただ規定に達しているからいいというものではないと思うんだ。私は工期ありきではないと思うんだよ。工期がおくれるのはしかたがないでしょう、そうだったら。業者がもし、何だったらもっと別の選定をやり直してもいいでしょう。何でも必ず工期に合わせるから、どういうものでもいい、どういうところでもいい。そういう入札のやり方は私はおかしいと思うんだけど。これは副町長に聞きます。

議 長 （大須賀 啓君）

副町長遠藤幸則君。

副 町 長 （遠藤幸則君）

先ほど言葉が大変至らないところがあった答弁があつて、大変申しわけなく思っております。

今回の入札に当たりましては、一般競争入札という形で、入札方式につきましても、今試行としてやっているダイレクト型から通常の入札方式での形で今回2社から1社に落札決定をしたものであります。今回落札決定した日本建設株式会社につきまして、従来この庁舎のこともございますので、落札業者に関してはこれからの南部コミュニティセンターの工事進行に当たりましては、所管課都市建設課を含めてきちっとした指導を行っていくような形で、こちらからも今までの経緯も含めてお話を申し上げたいというふうに思っております。

以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

ほかにございませんか。15番中川久男君。

1 5 番 （中川久男君）

ただいまの説明、いろいろとありましたが、逆にこれが2社じゃなく1社しかいなかった場合は、どのような対応がなされたのか。通常であれば、何社以上とかと今までであったようですけれども、もし1社しかなかったときは、日にちが日にちですから、どのような対応をとらざるを得なかったのか。再一般競争入札の要請をかけ、やった場合、また日にちがずれますよね。たまたま2社だと。これが1社だった場合は、どういう担当課で対応しようとしていたのかをお聞きします。

議 長 （大須賀 啓君）

都市建設課長佐々木哲郎君。

都市建設課長 （佐々木哲郎君）

お答えいたします。

一般競争に当たっては、その条件等は指名委員会の中で設定するわけなんですけれども、1社であっても入札を執行するという状況の公告を出して執行しておりますので、例えば1社になったとしても開札を執行するということになってございます。以上でございます。

議 長 (大須賀 啓君)

中川久男君。

1 5 番 (中川久男君)

こういう特殊な立派な建物だからそうなんだろうけれども、やはりそのようなことも我々も今までだと何社以上とか、あとはランクが特級とかというのは、それは役所の方はわかるけれども、やはり我々にもその前にわかりやすいようなご説明はあったと思うけれども、ぜひその辺を今後ご指導ください。以上で終わります。

議 長 (大須賀 啓君)

ほかにありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第83号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第23「議案第84号 大和町と宮城県の間行政不服審査法第81条  
第1項に規定する機関に関する事務の委託について」

議 長 (大須賀 啓君)

日程第23、議案第84号 大和町と宮城県の間行政不服審査法第81条第1項に規定する機関に関する事務の委託についてを議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。総務課長後藤良春君。

総務課長 (後藤良春君)

それでは、3ページをお開き願いたいと思います。

議案第84号でございます。大和町と宮城県との行政不服審査法第81条第1項に規定する機関に関する事務の委託についてでございます。

申しわけございませんが、議案第84号関係説明資料の準備をお願いしたいと思います。

それでは、説明させていただきます。

最初は、今の議案の3ページから説明させていただきます。

地方自治法第252条の14第1項の規定により、行政不服審査法第81条第1項に規定する機関に関する事務の管理及び執行を宮城県に委託することについて、別紙規約をもって協議するため、地方自治法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の本文の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

4ページをごらんになっていただきたいと思っております。

4ページでございますが、別紙としまして、大和町と宮城県との行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の事務の委託に関する規約でございます。

第1条、第三者機関の事務の委託。

地方自治法第252条の14第1項の規定により、大和町は、行政不服審査法第81条第1項に規定する機関、以下を「第三者機関」といいます、の事務を宮城県に委託するものでございます。

第2条、委託事務の管理及び執行方法。

第三者機関の事務の管理及び執行については、宮城県の条例、規則その他の規程、以下を「条例等」という、の定めるところによるものでございます。

第3条、委託事務に関する経費の負担等でございます。

第1条の規定により宮城県が委託を受けた事務の処理に要する経費は、大和町が負担するものでございます。ただし、これは発生した場合の負担が発生するということでございます。

2項、前項の経費の算定の方法並びに交付の方法及びその時期は、大和町と宮城県が協議して定めると。

第4条、補則。

宮城県知事は、第三者機関の事務の管理及び執行に関する条例等を制定し、改正し、又は廃止したときは、直ちに大和町長に通知するものとする。

2項、この規約に定めるもののほか、第三者機関の事務の委託に関し必要な事項は、大和町と宮城県とが協議して定める。

附則としまして、この規約は、平成28年4月1日から施行するというもので、次、

説明資料のほうをお開き願いたいと思います。

図解して今回説明させていただきたいと思います。

まず、審査請求人が①として町長のほうに請求に係る書面で提出されて、内容については町長が受け、主管である総務課が受けることになります。そして、その内容を審理員、副町長なんですけれども、副町長のほうに行きまして、③としまして請求人と審査の請求がされました内容を担当する課、この三者で協議というか、内容の確認、課に関しては課の中の法的な意見をいただきまして、その内容をまとめて町長のほうに④ということで審査員意見書の提出をしていただきまして、その内容を⑤ということで第三者機関へ諮問するような形になります。第三者機関は、ここに書いておりますけれども、仮称としまして宮城県行政不服審査会、ここで受けまして、中で審査委員会を開いていただきまして、⑥としまして第三者機関から答申ということで町長に来ます。町長はその内容を裁決ということで、請求人のほうに返すというような形になります。

今まではこの右の括弧の第三者機関がないような形でこの不服審査が行われておりましたので、今回県のほうでまとめましてこのような形になります。ほぼ全県内の町村はこの宮城県の行政不服審査会のほうに委託するような形になっておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上でございます。

議長（大須賀 啓君）

これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第84号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 （大須賀 啓君）

日程第24、同意第6号 監査委員の選任についてを議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、同意第6号ということで議案書の5ページをお願いしたいと思います。

監査委員の選任について。

下記の者を監査委員に選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

住所、大和町〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇。氏名、櫻井貴子さんでございます。

別紙の説明資料をごらんいただきたいというふうに思っております。

櫻井さんにつきましては、ここに記載のとおりでございますが、岩手県立農業短期大学を卒業、県に奉職をされまして活躍をされたところでございます。宮城県の美里農業改良普及センター所長を歴任された後、定年退職されております。

現在、町のほうの役もいろいろやっただいておりまして、都市計画審議会の会長、あるいは入札監視委員会の委員、また情報公開審査会の委員等々、大和町でもお世話になっている方でございます。

選任の理由でございます。

平成27年12月23日に任期満了を迎えられます渡邊 仁氏の後任といたしまして、今回議会の同意を求めるものでございます。櫻井さんは、昭和42年3月に岩手県立農業短期大学を卒業され、宮城県に勤務し、農業改良普及の指導に尽力されたところでございます。退職後は、大和町都市計画審議会委員等を歴任し、その豊富な知識と経験によりまして公正なる職務遂行に当たっていただけるものと考えまして、監査委員として選任をお願いするものでございます。

以上でございます。どうぞよろしく願います。

議 長 （大須賀 啓君）

これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これから同意第6号を採決いたします。

この採決は、会議規則第82条の規定により、無記名投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

ただいまの出席議員は、私を除いて16名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に14番馬場久雄君及び15番中川久男君を指名します。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

念のために申し上げます。本件に賛成の方は「賛成」と記載し、反対の方は「反対」と記載願います。白票は、反対とするものとします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

配付漏れなしと認めます。

立会人に投票箱の点検をお願いします。

異状ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

〔投票〕

投票漏れはありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

14番馬場久雄君及び15番中川久男君、開票の立ち会いをお願いします。

〔開票〕

投票の結果を報告します。

投票総数 16票

有効投票 16票

無効投票 0票です。

有効投票のうち

賛成 15票

反対 1票。

以上のとおり、賛成が多数です。

したがって、本件は原案については同意することに決定されました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

---

#### 日程第25「委発第4号 大和町議会会議規則の一部を改正する規則」

議長（大須賀 啓君）

日程第25、委発第4号 大和町議会会議規則の一部を改正する規則を議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。議会運営委員会委員長松川利充君。

議会運営委員会委員長（松川利充君）

それでは、委発第4号議案書をお開きいただきたいと思います。

大和町議会会議規則の一部を改正する規則についてでございます。

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び会議規則第14条第3項の規定により提出いたすものでございます。

提出の理由として、議会における欠席の届け出の取り扱いに関し、社会情勢などを勘案し、出産の場合の欠席の届け出について新たに規定するものでございます。

それでは、議案書のページをめくっていただきまして、新旧対照表をごらんいただきたいと思ひます。

新たに第2条に1項を加えるものでございまして、第2項として「議員が出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる」とするものでございます。

これにつきましては、ちょっとご説明申し上げますが、議員は労働基準法などの適用はされません。しかしながら、欠席日数の目安としまして、大和町議会の職員の皆様も同様でございますが、労働基準法第5条の規定に基づきまして、その日数につきましては議会の判断により対応すると、このようでございます。これによりまして、出産による欠席が公に認められるということになります。



それでは、前の左側のページをお開きいただきまして、附則として、この規則は、平成28年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから委発第4号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第26「委発第5号 一級河川吉田川及び支流河川の整備等治水対策を  
求める意見書」

議 長 （大須賀 啓君）

日程第26、委発第5号 一級河川吉田川及び支流河川の整備等治水対策を求める意見書を議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。災害調査特別委員会委員長堀籠英雄君。

災害調査特別委員会委員長 （堀籠英雄君）

委発第5号でございます。

大和町議会議長大須賀 啓殿。

平成27年12月4日。

提出者。大和町議会災害調査特別委員会委員長堀籠英雄。

一級河川吉田川及び支流河川の整備等治水対策を求める意見書でございます。

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第110条第5項及び会議規則第14条第3項

の規定により提出をいたします。

一級河川吉田川及び支流河川の整備等治水対策を求める意見書。

近年、局所集中型の極端な豪雨が全国各地で頻発し、その予測も困難な状況の中で被害が相次いでおります。

本年9月の関東・東北豪雨は、河川の決壊等による洪水や土砂崩れなどの自然災害を引き起こし、関東地方及び東北地方に甚大な被害をもたらした。

本町内の吉田川においても、氾濫危険水位をはるかに超える、過去に記録がないほどの最高水位に達し、浸水被害や農林業被害、さらには東北の大動脈である国道4号線の一部が冠水し、通勤・通学、輸送等にも支障を来し、町民に対してさまざまな被害を及ぼした。

国の災害救助法の適用及び激甚災害の指定は受けたが、これらの支援策は決して十分なものとは言いがたい。国による支援制度を拡充するとともに、災害の早急復旧はもとより、今後災害に対する住民の身体、生命、財産を守るため、抜本的な治水対策が求められております。

よって、国においては、災害対策に万全を期するため、次の事項について特段の配慮を行うよう強く要望いたします。

1、吉田川の三川合流地点より上流高田橋間の無堤地区堤防改修事業及び河道整備の促進並びに関東・東北豪雨により浸水した地域の治水対策事業。

2、吉田川本流並びに支流の一級河川身洗川、西川、善川、竹林川の早期改修。「事業」を削除してください。

3、吉田川本流の上流部に、治水対策事業として洪水調整機能を有したダム of 早期建設。

4、吉田川直轄管理区間との境界地点である高田橋から籠釣橋下流間の無堤区間の溢水による浸水被害の早期解消。

5、吉田川の支流である一級河川洞堀川について、吉田川との合流地点から六角橋下流間の本改修工事を早期に図ること。

上記のとおり、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

平成27年12月4日。

宛先は、内閣総理大臣、財務大臣、国土交通大臣、宮城県知事。

以上でございます。どうぞよろしく申し上げます。

議長（大須賀 啓君）

これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから委発第5号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ただいま意見書が可決されましたが、その字句、その他の整理を要するものについては、議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、その整理については、議長に委任することに決定いたしました。

---

---

## 日程第27「所管事務調査の申し出について」

議長（大須賀 啓君）

日程第27、所管事務調査の申し出についてを議題とします。

各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、会議規則第73条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり閉会中の調査の申し出があります。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の調査に付することにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の調査に付することに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成27年第6回大和町議会定例会を閉会します。

大変ご苦労さまでした。

午後3時40分 閉 会